

省 令

◎農林省令第九号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五百十
一号)第六條第二項及び第十條第三項の規
定に基き、並びに同法を実施するため、植
物防疫法施行規則の一部を改正する省令を
次のように定める。

昭和三十二年二月十四日

農林大臣 井出一太郎

植物防疫法施行規則の一部を改正す
る省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林
省令第七十三号)の一部を次のように改正
する。

第六條第二項第一号中「伏木富山、」の
下は「武豊、」を加え、同項第二号中「宮
古」の上に「青森、」を加え、同項第三号
中「塩釜、」の下に「秋田、酒田、」を、「伏
木富山、」の下に「七尾、」を加える。

第二十三條中「、チューリップ並びにみ
かん(琉球に輸出するものを除く。)」を「並
びにチューリップ」に改める。

第二十四條第一項第一号中「、チューリ
ップ及びみかん」を「及びチューリップ」に
改め、同項第四号を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。